

宮 財 第 3 2 2 号
平成 21 年 10 月 13 日

各 部 局 長
教 育 長
議会・各委員会事務局長
上下水道事業管理者 殿

副市長 鈴木 隆

平成 22 年度の予算編成に対する基本的な考え方について（依命通知）

平成 22 年度の予算編成方針の決定がなされましたので、次の基本的な考え方によって、予算編成作業を行ってください。

国においては、平成 21 年 9 月 29 日に閣議決定された「平成 22 年度予算編成方針」において、ムダづかいや不要不急な事業を根絶すること等により、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を実現するために、マニフェストに従い、全ての予算を組み替えて新たな財源を生み出すこととし、これにより、財政規律を守り、国債マーケットの信認を確保していくとしております。

さらに、既存の予算項目については、ゼロベースで厳しく優先順位を見直し、できる限り要求段階から積極的な減額を行うこととするとしております。

以上が、現時点での予算関連の情報ですが、今後も国の動向を注視し、具体的な方針が明らかになった時点で、適切に対処するものとします。

平成 22 年度の本市の財政運営については、歳入、歳出両面で一層厳しい状況となることが予想されます。まず、歳入については、景気後退に伴う個人市民税及び法人市民税の大幅な減収が見込まれるとともに、地方交付税の動向には依然不透明な部分も多く、安定的な財源の確保は厳しい状況にあります。また、歳出についても、景気後退や少子高齢化による社会保障関係費の著しい増加が確実に見込まれるとともに、市債残高の償還にも多額の財源が必要となります。

このような状況の中、本市では、財政運営の指針となる「宮崎市中期財政計画」を平成 20 年 10 月に策定し、計画的な財政運営に努めることにより、当初予算での元金ベースのプライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化を 2 ヶ年続けて達成するなど財政規律の確立に向けた取り組みを進めているところです。

その結果、平成 20 年 11 月には、世界的な格付け機関「スタンダード & プアーズ」から中核市として初めて格付けを取得することができました。しかしながら、極めて厳しい財政運営が見込まれることから、引き続き、健全財政の確立に向けて取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、平成22年度は、「第四次宮崎市総合計画」における将来の都市像である「活力と緑あふれる太陽都市...みやざき...」の実現に注力するとともに、旧3町及び合併する清武町ともに新市一体となって、地域の発展と住民福祉の向上、そして効率的で信頼される行財政運営に努め、『健全財政都市』づくりを目指して、次の3つの基本方針のもとに予算編成を行うこととします。

ついては、職員一人ひとりが、本市の厳しい財政状況を再認識し、限られた資源を最大限有効に生かす観点から、思い切った事業の見直しや予算要求限度額内での重点化に英知を結集して取り組んでください。

なお、平成22年度当初予算は、市長選挙及び清武町との合併を控えていることから、いわゆる「骨格予算」とすることとし、政策的な判断を今後にゆだねるべき事業については、補正予算で対応することとします。

1 3つの基本方針

(1) 『第四次宮崎市総合計画の着実な実施と新市建設計画、新市基本計画の推進』

「第四次宮崎市総合計画」において目標とする将来の都市像を実現するため、5つの基本目標の達成に向け、基本計画に掲げる主要施策を着実に実施するとともに、「新市建設計画」及び清武町との「新市基本計画」に基づく各種事業を推進する。

併せて、地域コミュニティの活性化を図り、地域が一体となってお互いに助け合うことのできるまちづくりに取り組む。

(2) 『徹底した行財政改革の取り組み』

「第四次宮崎市総合計画」に掲げる目標の一つである「効率的で信頼される行財政運営」の確立に向け、定員管理の適正化や、民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応、さらには行政評価の推進等に取り組む必要があることから、現在策定中の「(仮称)新宮崎市行財政改革大綱」を踏まえ、危機意識と改革意欲を持って、行財政改革に徹底的に取り組む。

(3) 『健全財政の確立』

宮崎市中期財政計画における目標を実現するため、歳出全般を見直すとともに、市債発行額を前年度以下に抑制することにより、元金ベースのプライマリーバランスの黒字化を堅持し、市債残高の圧縮につなげる。

また、財政5基金については、本来の目的である不測の事態への備えとして、取り崩し額を抑制し一定額を確保する。

さらに、一般行政経費については、効率性の観点から事務事業の改革改善に努め、歳出の抑制につなげる。

なお、歳入の根幹である市税等の収納率向上に格段の努力を払い、全庁一丸となって歳入確保対策に取り組むとともに、基金の運用や未利用財産の有効活用など、自主財源の確保に努める。

2 基本的事項

(1) 総合計画戦略プロジェクトの推進

総合計画において、次の3つの戦略プロジェクトに位置づけられた8つの重点テーマについては、可能な限り予算の重点化を図る。

『次世代を担う人づくり』戦略プロジェクト

『地域コミュニティの活性化』戦略プロジェクト

『都市の魅力創出』戦略プロジェクト

(2) 社会経済状況への対応

現下の社会経済状況への対応として、景気対策・雇用創出など市民の活力につながる事業について配慮することとし、その際には、事業のスクラップ・アンド・ビルドや創意工夫により限られた財源の有効活用に努める。

(3) 事業評価結果の反映

事業評価制度における評価対象事業については、その評価結果を適切に反映した予算を要求する。

また、事業評価対象外事業についても点検を行い、効率的な事業実施を行うなど改革・改善に努める。

(4) 歳出事業別予算要求基準の設定

選択と集中の観点から、限られた資源を適切に配分するため、「重点化事業(戦略プロジェクト)」、「政策的事業」、「公共投資関係事業」、「義務的経費」、「一般行政事業」の5つの歳出事業ごとに予算要求基準を設定する。(詳細は別紙)

(5) 各部局別予算達成目標の設定

各部局長の改革に向けたイニシアティブを発揮させるため、平成21年度当初予算額の一般財源に市債を加えた額(以下、「一般財源ベース」という。)から13%減じた額(義務的経費及び繰出金を除く。)を各部局の予算達成目標として設定する。

3 限られた予算の有効活用

(1) 国の予算や地方財政計画等が未確定であることから、情報収集に努め、これらの動向を見極めつつ、的確な予算の見積もりを行うこと。

(2) 当初予算編成後に生じた制度改正等に伴う経費、災害復旧関係費等、緊急又は真にやむを得ないものを除き、原則として補正は行わないものとし、市民ニーズに直結する事項が生じた場合には、その対応について財政課と事前に十分調整を図る。

(3) 厳しい財政状況を踏まえ、自主財源の確保を図る観点から、市税等の収入未済額の縮減及び貸付金等の債権管理の適正化を図るとともに、受益者負担

の原則に立ち、使用料・手数料等については定期的な見直しを行い、適正化を図る。

併せて、広告事業の導入や特定目的基金の活用等により、可能な限り財源の確保に努める。

- (4) 監査委員や包括外部監査人による監査等の指摘に係るもので、予算編成に関係する事項は、改善のうえ適切に反映する。

4 資源の集中化に当たっての方針

既存事務・事業の徹底的な見直しを行うとともに、費用対効果の観点から事業の優先度を明確化しつつ、次の点に留意し資源の集中化を図る。

- (1) 新規事業創設のための思い切った既存事業のスクラップ
- (2) アウトソーシング(外部委託)による業務のスリム化
- (3) 事業の終期の設定や将来を見据えた段階的な削減
- (4) 債権管理の徹底と現在策定中の「(仮称)宮崎市公有地有効活用等基本指針」を踏まえた未利用財産の有効活用
- (5) 部局間で連携した事業の構築

5 事業立案の際に配慮すべき事項

新たに事業を立案しようとするとき、又は既存事業の組み替えを行う際には、次の点に配慮する。

- (1) ボランティア、NPO等との協働を生かした仕組みづくり
- (2) 障害者や高齢者などの雇用・就業、自立への支援
- (3) ユニバーサルデザイン(だれもが無理なく利用できるサービス)の実現
- (4) 男女共同参画
- (5) 地理的なハンディキャップの克服や行政手続きの簡素化などのICT活用
- (6) 地域協議会やまちづくり懇談会の市民の声(ニーズ)

6 組織改革への対応と人件費縮減の取り組み

定員及び組織については、時代の要請に対応して行政の役割やあり方を見直すとともに、徹底した事務事業の見直しやアウトソーシングによる業務量の縮減を図り、「定員適正化計画」に基づく計画的、段階的な人件費の縮減に取り組む。

7 公の施設の適切な管理運営

公の施設については、まずは当該施設の必要性を十分に検討した上で、指定管理者制度の活用を図り、効果的・効率的な施設運営に努めるとともに、指定管理者の選定については、原則公募とされていることを踏まえ、手続の公平性・透明性を確保するよう十分に注意する。

8 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

(1) 特別会計については、積み上げによる要求とするが、特別会計の設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、財源の不足を安易に一般会計からの繰入金に依存することのない収支均衡を目標とすること。

また、常に使用料等の見直しに努め、必要最小限の経費を計上するなど、事務費の節減や合理化を図り、一般会計と同様の視点に立ち、予算のスリム化等に努める。

(2) 企業会計についても、一般会計に準ずることとするが、独立採算を前提に、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立って、経営の健全化に努める。

また、一般会計からの繰出金については、繰出基準を明確にし、基準外繰出金の節減に努める。

9 公益法人等（社団法人・財団法人・社会福祉法人等）の経営の健全化

(1) 市が出資、補助等を行っている公益法人等については、その設立の趣旨に即して、組織機構の見直しや経営の合理化など、長期的見通しに基づく健全経営を行うよう要請する。

なお、予算編成にあたっては、自主財源の確保、管理的経費の縮減、委託事業・補助事業の見直しなどについて、各団体と協議のうえ、安易に市の財政援助を期待することのないよう関係部局において十分指導する。

(2) 当該団体の基本財産等についても、确实かつ有利な方法で運用するようきめ細やかに指導する。

10 市民への説明責任

事業の実施に当たっては、市民への説明責任を果たすことが不可欠であることから、市民の視点から事業のわかりやすさ、周知の手法に配慮しつつ、事業の実施方法やスケジュールなどについても十分検討する。

11 国の補正予算への対応

国が補正予算を編成する場合には、その概要が明らかになった時点で、対応方針について別途通知する。

平成22年度予算要求基準

事業別要求基準

(A) 重点化事業

1 予算要求基準

主に、第四次総合計画において、重点的に取り組むべき施策として位置付けられた事業のための経費です。以下の事業について、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とします。

なお、予算要求については、新規及び継続事業の各事業単位で行うものとし、継続事業については、事業評価結果を反映した要求限度額を事業ごとに設定します。

2 重要課題

(1) 『次世代を担う人づくり』戦略プロジェクト

豊かな心をはぐくむ『教育創造都市』づくり（九州一のまちづくり）

- ・ 教員の教える力、指導する力を高め、子どもたちの学力向上やいじめや不登校のない学校づくり、障害を抱えた児童生徒に対する学習環境の充実に取り組む事業に対応します。
- ・ 児童生徒の保護者や地域住民が積極的に学校運営にかかわり、開かれた学校づくりを進め、地域・家庭・学校が連携し地域ぐるみで子どもをはぐくむ環境整備に取り組む事業に対応します。
- ・ 子どもたちが創造的で感性豊かに育つように、読書環境の充実を図る事業に対応します。
- ・ 公民館機能の充実や高等教育機関との連携を進め、地域における生涯学習の充実を図る事業に対応します
- ・ 地域住民の生涯学習や文化芸術・スポーツ活動への参加を促し、地域を担う人材の育成や地域づくりに取り組む事業に対応します。

次世代を担う子どもをはぐくむ『子育てサポート都市』づくり

（九州一のまちづくり）

- ・ 市民や地域、行政が一体となって、子育てをサポートする体制を整え、子どもを安心して育てられる社会環境の整備に取り組む事業に対応します。
- ・ 子育て中の保護者が家庭と仕事を両立できるように、多様な保育サービスの提供と子育てにやさしい就労環境の普及に取り組む事業に対応します。
- ・ 子育て中の家庭の経済的負担を軽減する事業に対応します。

(2) 『地域コミュニティの活性化』戦略プロジェクト

住民が主体となって市民活動を行う『ボランティア都市』づくり(九州一のまちづくり)

- ・ NPO、ボランティア団体、地域活動団体などを支援するとともに、社会貢献活動・地域コミュニティ活動の拠点やネットワーク体制の整備に取り組む事業に対応します。
- ・ 福祉や教育・文化、地域の安全、観光など多方面にわたるまちづくり活動に携わる人材の育成に取り組む事業に対応します。

高齢者、障害者が安心して暮らせる『健康福祉都市』づくり(九州一のまちづくり)

- ・ 地域や家庭で自立した生活が送れるように、高齢者や障害者に対する在宅福祉サービスの充実や居住環境・都市環境の整備に取り組む事業に対応します。
- ・ 心身ともに健康で充実した暮らしが送れるように、社会参加の促進や就労支援、経験を生かした生きがいづくりをサポートする事業に対応します。
- ・ 災害時の避難や被災後の生活が安心してできるように、地域と連携した支援体制づくりに取り組む事業に対応します。

資源循環型社会の先進地を目指す『環境都市』づくり(九州一のまちづくり)

- ・ 自然とのふれあいの場を提供するなど、市域全体に広がる豊かな自然に親しむ環境の整備に取り組む事業に対応します。
- ・ 循環型社会の構築や地球温暖化の防止のため、市民、地域、事業者、行政が一体となって、CO₂削減、ごみ減量、エネルギーの有効利用に取り組む事業に対応します。
- ・ 多様な都市機能がコンパクトに集積した都市構造の構築や公共交通機関の利用促進を図り、環境にやさしいまちづくりに取り組む事業に対応します。

(3) 『都市の魅力創出』戦略プロジェクト

美しい自然と情景にまつまれた『景観都市』づくり(九州一のまちづくり)

- ・ 景観意識の啓発に努め、市民・事業者・行政が協働して、美しい街並みづくりを進めるとともに、花や緑のまちづくりを進め、「活力と緑あふれる太陽都市・・・みやざき・・・」にふさわしい景観形成に取り組む事業に対応します。
- ・ 里山や農地など、市街地周辺の自然環境を保全する活動を支援し、良好な農村環境の維持・整備に取り組む事業に対応します。

宮崎の魅力と交流を高める活力ある『産業都市』づくり

- ・ 農林水産分野などでの意欲ある担い手の育成や、生産基盤の整備、地場産品の高付加価値化やブランドの確立に取り組む事業に対応します。
- ・ 各種産業との連携や地域資源の活用による観光産業の振興や、地域特性を生かした「スポーツランドみやざき」を推進し、地域間交流の促進と地域経済の活性化を図る事業に対応します。

- ・ 大型企業の誘致に向けた中核的工業団地を開発するとともに、企業誘致を積極的に進め、雇用の場を創出する事業に対応します。
- ・ 中心市街地の「にぎわいと活力」を取り戻すため、中心市街地の活性化を図る事業に対応します。

高い危機管理能力を持つ『総合防災都市』づくり

- ・ 市民一人ひとりの防災意識を高め、地域で災害に備える体制を整えるとともに、消防団組織の強化に取り組む事業に対応します。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため、防災・減災施設や避難・救助体制の整備に取り組む事業に対応します。
- ・ 市民の健康を守るため、危機管理体制を確立し、重大な感染症の発生などに、迅速かつ的確に対応する事業に対応します。

3 予算要求限度額

(1) 新規事業

1) 事業評価対象事業

予算要求限度額は設定しません。

(2) 継続事業

1) 事業評価対象事業

「拡充」と評価された事業

平成21年度当初予算額の一般財源ベースから30%増額した額を予算要求限度額とします。

「現状維持」と評価された事業

平成21年度当初予算額の一般財源ベースから5%減じた額を予算要求限度額とします。

「縮小」と評価された事業

平成21年度当初予算額の一般財源ベースから30%減じた額を予算要求限度額とします。

なお、予算要求限度内の要求の場合は、原則、査定しませんが、継続事業評価において、改善有とされた事業については、改善内容の確認をします。

(3) 事業評価対象外事業(平成21年度新規事業)

平成21年度当初予算額の一般財源ベースから5%減じた額を予算要求限度額とします。

(B) 政策的事業

1 予算要求基準

市政上、当面の重要なプロジェクト等であって、緊急又は時限的な対応が必要であり、年度間の経費の増減が大きい事業、事業規模の大小にかかわらず取り組むべき事業などに対応することとします。以下の事業について、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とし、予算編成過程の中で調整することとします。

2 予算要求の対象となる事業

(1) 新規事業評価対象事業 [(A) 重点化事業を除く事業]

(2) 新市建設計画及び新市基本計画に位置付けられる事業 (実施計画事業)

(3) 主要プロジェクト事業 < 指定事業 >

下江上畑線道路改良事業

生目古墳群史跡公園整備事業

東部第二土地区画整理事業

学校プール改修事業

昭和通線 (小戸之橋架け替え) 整備事業

吉村通線 (曾師工区) 道路改築事業

公設合併処理浄化槽事業

(4) サンシャインネット計画推進委員会が必要と認めたシステム開発関係経費

(5) 単年度限り経費

・ (例) 大会開催関係経費

3 予算要求限度額

予算要求限度額は設定しません。

(C) 公共投資関係事業

1 予算要求基準

重点化事業又は政策的事業に対応するものを除く公共投資関係事業については、国・県事業負担金、受託事業、災害復旧事業、災害関連事業、継続費及び債務負担行為に基づく歳出化分等を除き、一般財源ベースを基準とする予算要求限度額を設定することと

しますので、予算要求に当たっては、以下のとおりとします。

2 予算要求方法及び限度額

(1) 補助事業・交付金事業

公共事業評価の評価対象となっている新規補助事業等については、その趣旨を尊重することとしますが、継続の補助事業等と同様に、平成21年度当初予算額の一般財源ベースから10%減じた額を予算要求限度額とします。

地方特定道路整備事業、県単独事業については、これに含みます。

災害関連事業については、所要額とします。予算要求限度額は設定しません。

(2) 単独事業

公共事業評価で評価対象となっている単独事業(新規、継続)及び評価対象外の単独事業については、平成21年度当初予算額の一般財源ベースから10%減じた額を予算要求限度額とします。

(3) 国・県事業負担金

必要な経費を所要額とします。予算要求限度額は設定しません。

なお、この場合には、地方財政法第27条第2項に基づく手続きが必要な場合がありますので、遺漏のないよう関係機関と調整してください。

(4) 受託事業

必要な経費を所要額とします。予算要求限度額は設定しません。

(5) 災害復旧事業

現年補助災害復旧事業については、以下のとおり予算計上の上限額を事業費ベースでの予算要求限度額とします。

- ・道路災害 約1億円
- ・公園災害 約2,000万円
- ・林業災害 約1,000万円
- ・河川災害 約1億円
- ・農地災害 約4,000万円

過年補助災害復旧事業で災害査定済みのものはその所要額とします。

ただし、未査定のものに必要な経費を所要額とします。予算要求限度額は設定しません。

単独災害復旧事業については、以下のとおり予算計上の上限額を事業費ベースでの予算要求限度額とします。

- ・道路災害 約200万円
- ・公園災害 約1,000万円
- ・林業災害 約100万円
- ・河川災害 約200万円
- ・農地災害 約500万円

(D) 義務的経費

1 予算要求基準

義務的な負担を要することから、シーリング対象外として認められる以下の経費については、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とし、できる限り歳出の抑制を図ることとします。

2 予算要求対象経費

(1) 人件費 (特別職報酬、職員の給与費、共済組合負担金、管理運営的な委託料・補助金に含まれる人件費分) 節 0 7 の賃金は物件費であり、一般行政事業に区分されます。

(2) 扶助費 (負担金・補助金等で社会福祉施設に措置を委託した場合の措置費などで扶助費的性格のものを含む)

(3) 公債費 (一時借入利子及び地方債取り扱い手数料を含む)

(4) 特別会計繰出金等

3 予算要求限度額

予算要求限度額は設定しません。

(E) 一般行政事業

1 予算要求基準

一般行政事業 ((A) ~ (D) 以外の事業) については、施策の抜本的見直し等による歳出の縮減を図るとともに、重点化事業、政策的事業への予算配分の重点化を図るため、以下のとおり、事業評価対象事業と事業評価対象外事業に区分します。

2 予算要求方法及び限度額

(1) 事業評価対象事業

「拡充」と評価された事業

平成 2 1 年度当初予算額の一般財源ベースから 2 0 % 増額した額を予算要求限度額とします。

「現状維持」と評価された事業

平成21年度当初予算額の一般財源ベースから10%減じた額を予算要求限度額とします。

「縮小」と評価された事業

平成21年度当初予算額の一般財源ベースから30%減じた額を予算要求限度額とします。

なお、予算要求限度内の要求の場合は、原則、査定しませんが、継続事業評価において、改善有とされた事業については、改善内容の確認をします。

(2) 事業評価対象外事業

平成21年度当初予算額の一般財源ベースから10%減じた額を予算要求限度額とします。

なお、生活密着関連事業（例えば、市道舗装打換工事や市道側溝整備など）等真にやむを得ない要因に対応する経費は、予算編成過程の中で調整することとします。

その他の事項

1 予算要求の取りまとめ

(1) 部局の予算要求方針の策定

重点化事業、政策的事業等について、十分考慮し策定してください。

(2) 予算要求の限度額内での調整

予算要求限度内で調整した事業については、原則、見積り額をもって予算計上額としますが、次の事項については、財政課との協議事項とします。

新規事業（設備、施設整備も含む）

補助率、単価等の制度内容を変更したもの

団体補助金を増額したもの

部局間、課室間での連携が必要なもの

その他全庁的調整を必要とするもの

2 予算要求の限度額設定上の留意点

(1) 企業会計部局については、一般会計の予算要求基準に準じることとします。

(2) 特別会計部局において繰出金を充当する一般行政事業については、一般会計の予算要求基準に準じることとします。

(3) 予算要求限度額を設定した事業間の揺り動かしは、原則、認めませんが、やむを得ず部局内における事業費の揺り動かしがある場合は、財政課と協議してください。

3 合併する清武町の事業に係る予算要求について

清武町の事業に係る予算要求については、平成22年度当初予算では、骨格部分（経常的経費等）のみ計上し、それ以外の経費（政策的経費等）は平成22年度補正での対応する予定ですので、合併調整方針を踏まえ、合併後の組織・人員体制を考慮して予算要求してください。

なお、予算要求に際して、町との連携を密にして事業の仕分けを適切に行い、漏れのないようにしてください。